

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

きゅう うじ

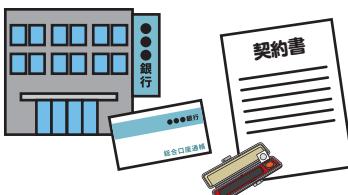
旧姓(旧氏)が併記できます!



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が
旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも
旧姓で本人確認ができます!

